

建 替 え 特 例 に 係 る 住 宅 用 地 等 申 告 書

(令和 7 年度)

国分寺市長 殿

申告日： 年 月 日

下記土地について、国分寺市市税賦課徴収条例第 55 条の規定に基づき、建替え特例に係る住宅用地等の申告をします。

<土地所有者>

住 所	〒 ー		
ふ り が な		電話番号	()
氏 名	※		

(※) 法人の場合は、必ず押印してください。法人以外でも、本人が手書き(署名)しない場合は、記名し押印してください。

<対象土地>

所在地	地 積 (m ²)
国分寺市 丁目 番	
国分寺市 丁目 番	

<家屋の情報(予定)>

所有者	□同上			
種類・構造・用途		階層	地上	階建て
床面積	m ² 内居住の用に供する面積		m ²	
完成予定年月日	年 月 日	戸数・区画数		

○裏面もご覧ください。

＜土地の利用状況に関するチェック項目＞

項目	チェック
上記土地において令和8年中に建替えを行います。	☐
建替えを行うのは以前あった住宅の所有者（相続人・親族等も可）です。	☐
建替えるものは住宅（共同住宅も含みます。）です。	☐

○どれか一つでもチェックが入らないものがあると建替え特例の適用は受けられません。

＜注意事項＞

- 特例の適用を受けた場合でも、令和8年中に上記事由に該当しない場合（駐車場にした場合等）、所有権を第三者に移転した場合は、特例の適用を取消し、非住宅用地（税額が3倍から4倍になる可能性があります）として改めて課税します。
- 令和8年中に対象土地において、建築工事が全く行われなかった場合は令和8年度の課税を住宅用地から非住宅用地として課税しなおします。
- 令和8年中に対象土地において、建替えが完了しなかった場合（基礎工事のみ、建築途中等）は令和8年度の課税は住宅用地のままとなりますが、令和9年度は非住宅用地としての課税となります（ただし、令和9年1月1日までに住宅が完成した場合は住宅用地となります）。

上記の注意事項について、了解しました。	☐
---------------------	--------------------------